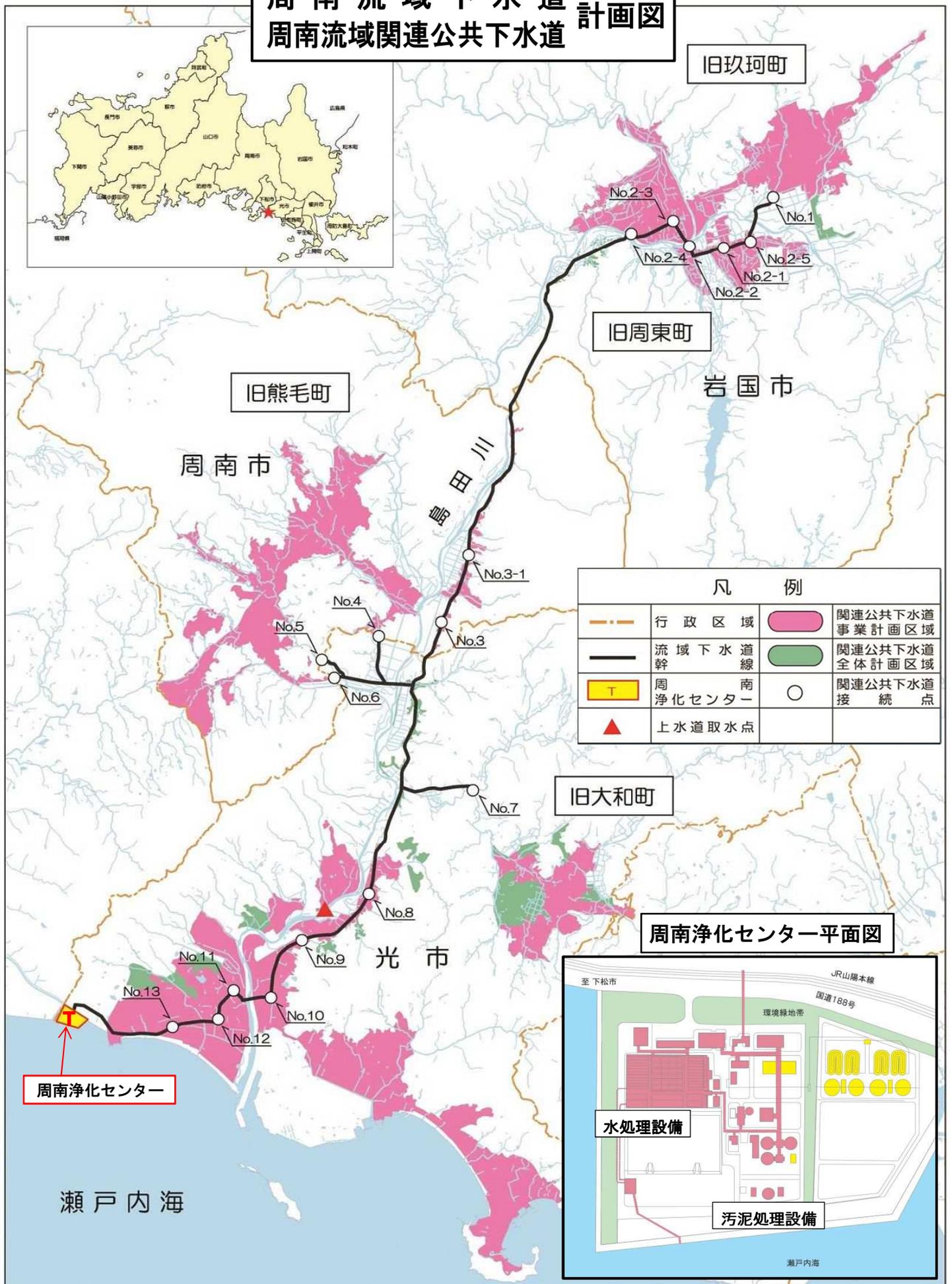


再評価実施要件		○ 事業採択後 () 年 ● 再評価後 (10 年) ○ その他 ()			
1 事業概要	事業名	周南流域下水道事業・周南流域関連公共下水道事業(汚水:周南処理区)			
	事業場所	山口県光市、岩国市(旧玖珂町・旧周東町)、周南市(旧熊毛町)			
	事業主体	山口県、光市、岩国市、周南市	事業方法	● 国庫補助 ● 単独	
	財源・負担割合	● 国 44 % ● 県 9 % ● 市町 47 % ○ その他 %			
	事業期間	《事業採択時 再評価時 計画変更時》 昭和 52 年度 ~ 平成 40 年度 《平成 37 年度》			
	総事業費 (内地補償費)	《 111,591 百万円》 (109,892 百万円 38 百万円)	既投資額 (内地補償費)	(82,792 百万円 38 百万円)	進捗率 (用地補償費) (75 % 100 %)
	事業目的	瀬戸内海に面する光市を含む島田川流域の3市の市街地における生活排水等を、下水道で適正に処理することにより、衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、河川、海域の水質環境の維持改善を行う。			
	事業内容	【全体計画概要(周南処理区)】 処理区域面積 2,923 ha 県:処理場(周南浄化センター) 処理施設 1箇所 計画処理人口 66,721 人 幹線管渠 延長 30.5 km 計画汚水量 32,396 m ³ /日 市:管渠 整備面積 2,923 ha			
(1) 2 再評価の視点	社会的評価	平成27年度末の山口県の下水道普及率は64.3%であり、全国平均の77.8%を下回っていることから、さらなる整備促進を図る必要がある。 また、閉鎖性水域である瀬戸内海の各海域においては、水質基準を達成していない環境基準点もあり、水質環境改善の観点からも、下水道整備の役割は大きく、未普及地区の整備促進を図るとともに、高度処理施設の整備を進めていく必要がある。			
	当地区の社会経済情勢	周南処理区では、下水道の普及率が74.7%となっており、県内平均は上回っているものの、全国平均値を下回っている。 下水道計画区域内の未整備地区の住民は下水道の普及を待ち望んでおり、さらなる整備促進を図っていく必要がある。 また、海域の水質環境保全のため、放流水質をさらに向上させる、いわゆる高度処理の導入も必要である。			
	必要性	周南処理区は、市街化区域及び用途地域を中心とするエリアを対象としており、都市内の住民が衛生的で快適な生活を送るためにも、都市の根幹的施設である下水道の整備は必要不可欠である。 また、公共用水域の水質保全、改善のためにも、このエリアの下水道整備が必要である。	中項目 評 価	大項目 評 価	
	適時性	当該地区の下水道普及率は年々上昇しているものの、全国平均と比較すると依然として低く、既存の施設は供用開始から30年が経過し、処理施設の老朽化も進んでいる。また、周防灘海域(響灘~平生・上関水域)の水質環境基準も一部で達成できていない。 このことから、未普及地域の解消を目指して、整備促進を図るとともに、老朽化した施設の改築・更新、高度処理の導入を計画的に進めていく必要がある。	中項目 評 価	A ・ B ・ C	
	地元の推進体制等の状況及び地元の意向	【地元の推進体制等の状況】 流域関連の3市は、事業推進協議会を設置し、周南流域下水道事業の推進及び県と関連市の事業調整を図っている。 また、周南浄化センターの施設建設及び管理運営について、地元住民の意見を反映させるため、地域住民、流域関連市及び山口県で組織する建設運営協議会を設置し、緊密な連絡連携を図っている。 【地元の意向】 未整備地区の住民から、下水道の早期整備について要望書が提出されるなど、地元住民の要望は強い。	中項目 評 価	a・b	

2 再評価の視点	(4) コスト削減・代替案等の可能性	<p>【コスト削減の検討状況】</p> <p>処理場施設の改築・更新時に、新技術・新工法の採用を検討し、コスト削減を図っている。</p> <p>管渠整備に当っては、小型マンホールの使用や曲管導入によるマンホールの省略など、経済性、施工性を考慮してコスト削減に努めている。</p>	<table border="1"> <tr> <td>中項目評価</td> <td>大項目評価</td> </tr> <tr> <td>(a)・b</td> <td>(A)・B・C</td> </tr> </table>	中項目評価	大項目評価	(a)・b	(A)・B・C
	中項目評価	大項目評価					
	(a)・b	(A)・B・C					
	代 替 案	<p>【代替案の検討状況】</p> <p>代替案としては、個別処理（合併処理浄化槽の設置）があるが、山口県汚水処理施設整備構想において、下水道と個別処理を比較し、経済性を考慮した上で下水道計画区域を設定している。</p>	<table border="1"> <tr> <td>中項目評価</td> <td>大項目評価</td> </tr> <tr> <td>(a)・b</td> <td>(A)・B・C</td> </tr> </table>	中項目評価	大項目評価	(a)・b	(A)・B・C
中項目評価	大項目評価						
(a)・b	(A)・B・C						
(5) 環境への影響と配慮	<p>【環境への影響事項：動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況】</p> <p>処理場に隣接する虹ヶ浜海岸、室積海岸は「日本の白砂青松百選」、「快水浴場百選」等に選ばれている。</p> <p>周防灘海域の水質環境基準点のうち、30%を超える地点において環境基準が達成できていない。</p> <p>【環境への配慮】</p> <p>隣接する海岸の水質環境を維持していくため、引き続き処理場施設の適切な運営管理を行っていく。</p> <p>また、周防灘海域における水質環境基準点の達成を目指し、当該海域に係る各下水道管理者は高度処理の導入を計画しており、周南浄化センターにおいても、高度処理の導入によりさらなる水質の向上を図ることとしている。</p>	<table border="1"> <tr> <td>大項目評価</td> </tr> <tr> <td>(A)・B・C</td> </tr> </table>	大項目評価	(A)・B・C			
大項目評価							
(A)・B・C							
(6) 地域の立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく市街化区域、用途地域及びその周辺地域 ・水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減計画に係る指定地域 ・自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園地域 						
3 対応方針	事業実施主体案						
	総合評価	<p>● 継続 ○ 見直し継続 ○ 中止</p>					
	評価理由	<p>県及び関連市が連携して整備促進を図り、施設の適切な維持管理に努めることにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全、改善に大きく寄与していくため、事業を継続する必要がある。</p>					
	備 考						

周南流域下水道計画図

周南流域関連公共下水道



周南浄化センター平面図

